

職業がんの労災補償状況

各年度中に新規に支給決定を行った者の疾病別内訳

(単位：人)

疾 病 名	年 度				
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	7	8	7
ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	4	4	1	3
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0
ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	1	1
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0
石綿にさらされる業務による肺がん	17	17	21	22	38
石綿にさらされる業務による中皮腫	25	35	33	55	83
ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0
塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0
電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	1	0	0
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	6	15	5	3
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	6	4	4	2	4
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1	0	0	0	0
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	1	0	0	1
亜鉛黄又は黄鉛による肺がん	0	0	0	0	0
ジアニシジンによる尿路系腫瘍	0	0	0	0	0
その他のがん	0	0	0	0	1
計	61	72	85	94	141

(注) 「亜鉛黄又は黄鉛による肺がん」及び「ジアニシジンによる尿路系腫瘍」については、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病である。

じん肺肺がん（じん肺合併症）	(25)	(24)	(43)	(113)	146
----------------	------	------	------	-------	-----

*14年度までは9号で認定